

11 損害保険（傷害・賠償）について

（請負・委任会員のみ対象）

— どんな小さな事故（傷害、賠償）でも
必ずセンターに事故報告してください—

1 シルバー人材センター団体傷害保険

(1) ケガをした場合

- 医師の治療をうけてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくこととなります。
- ケガの状態、ケガをした時の様子などをセンターへ報告してください。
- 発注者・第三者・警察等による現場証明が必要となります。

(2) 保険の適用範囲

- 就業中の事故
- 仕事場への往復路の事故（ただし、通常の経路をはずれた場合は除く）
- 総会・講習会（技能修得を目的とするもの）参加中及びその往復路の事故（ただし、通常の経路をはずれた場合は除く）

(3) 保険金の支払われない場合

- 故意による事故
- 内臓疾患の場合（脳疾患・心神そう失等）

(4) 保険金の給付内容

- 通院保険金 日額 3,000円
生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けた時は、その通院日数に対し180日を限度として支払われます。

- 入院保険金 日額 5,000円
生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ入院して医師の治療を受けた時は、事故の日から180日を限度として支払われます。
- 死亡保険金 600万円
事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡した時。

(5) 保険手続きのための医師の診断書

- 完治後、診断書は保険会社の所定用紙を使って医師の記載を受けることとなります（費用は各自負担となります）。
- 保険請求のための診断書用紙は、センターから受け取り、完治後速やかに医師の記載を受け、センターに提出してください。

2 シルバー人材センター賠償責任保険

- センターが請け負った仕事に会員が従事中、偶然な事故により他人の身体、財物に与えた損害を賠償するものです。ただし、免責分に係る金額（1事故10,000円）は会員の負担となります。

保 険 金 額		
支払限度額	1名につき	1億円

※ 詳細はセンター事務局へお尋ねください。

(注)

- センター又は発注者との雇用関係がないため、労働関係の諸法規の適用はありません。（請負・委任就業中、また就業途上の負傷等での労働者災害保険は適用されませんので、十分に注意し就業してください。）
- 自家用のバイクまたは自動車による、就業場所への途上及び就業中の交通事故（自損事故を含む）については、使用している会員が責任を持ち、本人の自動車保険等で対応処理してください。